

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

名古屋食肉市場株式会社

（事務所所在地：港区船見町 1番地の39）

経済局

第3 監査の着眼点

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- 1 事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか
- 2 会計経理は適正に行われているか
- 3 経費節減の取組は十分に行われているか
- 4 財産は適切に管理され有効に活用されているか
- 5 経営健全化に向けた取組は適切に行われているか
- 6 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 7年 6月10日から令和 8年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 6年度（令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで）に執行された名古屋食肉市場株式会社（以下「名食」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、名食に対する財政援助団体等監査に併せて、経済局所管の事務のうち、名食に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査に当たっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

名食においては、今後の事業執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、経済局においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、経済局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) インターネットバンキングの利用権限の設定について（支出事務）

名食の支払事務においては、送金的手段として、金融機関のインターネットバンキングを利用しており、その流れとしては、振込先の口座や支払金額等の必要情報の登録（以下「振込登録」という。）を行った後に、登録内容の承認（以下「振込承認」という。）を行うことで、自動的にデータが送信され、振込先への送金が行われるものとなっている。

名食のインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、実務上、振込登録については担当者A及びBが、振込承認については経理課長が、それぞれ分担して行っているとのことであったが、システム上は、経理課長及び担当者AのIDに振込登録及び振込承認の両方の権限が付与されており、一人で支払ができる状況となっていた。

また、担当者Aが不在の場合は、経理課長が担当者Aの代理で振込登録を、担当者B又はCが経理課長の代理で振込承認を行っており、経理課長が不在の場合は、担当者B又はCが経理課長の代理で振込承認を行っているとのことであったが、担当者B及びCは、個別のIDを付与されておらず、経理課長又は担当者AのIDを共用しており、操作した者を特定できない状況となっていた。

さらに、インターネットバンキングの利用権限について、明文化された規程等がなかった。

振込登録及び振込承認の両方の権限が付与されたIDを共用していると、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができ、さらに、操作した者を特定できないことから、不正な振込を助長するおそれがある。そのため、各システム

利用者には振込登録のみ又は振込承認のみの権限を付与した個別のIDを割り当てるよう改められたい。また、今後も同様の状況とならないよう、インターネットバンキングの利用権限について、規程等を定められたい。

(2) 業務委託における契約変更及び支払事務について（契約事務）

稟議規程によると、りん議しなければならない事項のうち、常勤取締役及び管理職の主管業務において、自己の権限を超える事項及び重要な事項の実施については、原則として、関係者、上司及び社長の決裁を受けなければならないとされている。

名食は、一部の売買参加者に対して販売した枝肉等の売買代金に関する管理業務に係る委託契約（以下「売買代金管理業務委託」という。）を締結している。また、道南市場におけると畜解体業務、冷蔵庫枝肉保管業務、内臓処理業務及び特定危険部位焼却業務に係る委託契約（以下「と畜解体等業務委託」という。）を締結している。

売買代金管理業務委託及びと畜解体等業務委託の契約事務等について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 売買代金管理業務委託の契約書に定められている毎月支払う委託料の上限金額の変更及びと畜解体等業務委託の契約書に定められている契約単価の変更について、それぞれ業者と口頭で合意したにもかかわらず、契約変更に係る契約書を取り交わしていなかった。

また、契約変更を行うに当たり、決裁手続きが行われていなかったほか、契約変更に関する記録が書面で残されておらず、正確な経緯や変更後の金額の積算根拠が確認できない状態となっていた。

イ 売買代金管理業務委託について、契約書によると、毎月支払う委託料の額は、一部の売買参加者が期限内に支払った売買代金の額に応じて算出するとされており、算出した金額が上限金額を超過する場合は、その上限金額を支払うこととされている。しかしながら、算出した委託料の額が上限金額に達しない月についても、業者から請求のあった上限金額と同額の委託料を支払っており、過大な支出となっていた。なお、名食は毎月の積算根拠を確認していなかった。

売買代金管理業務委託及びと畜解体等業務委託について、金額変更後の契約書を取り交わされたい。

また、今後は他の契約も含めて、契約変更を行う際には決裁手続を実施した上で変更契約書を取り交わすなど、適正に契約事務を行うとともに、委託料を支払うに当たっては積算根拠の精査を確実に行われたい。

(3) 借入金に係る取締役会の決議について（契約事務）

会社法（平成17年法律第86号）によると、取締役会は、多額の借財の決定を取締役に委任することができないとされており、その決定には取締役会の決議が必要である。

名食は令和6年度末時点において、複数の金融機関から計28億円を借り入れており、これらの借入手続を調査したところ、全ての借入契約について、取締役会の決議が行われていなかった。また、名食は、多額の借財に該当するか否かを判断するための基準を定めていなかった。

多額の借財に関する過去の判決で示された基準を踏まえると、金融機関からの各借入は、多額の借財に該当し、取締役会の決議が必要であったと思料される。

多額の借財についての判断基準を定めた上で、会社法に基づき、多額の借財に該当する借入について、取締役会で決議されたい。

(4) 商品の棚卸について（財産管理事務）

経理規程によると、中間決算日及び本決算日現在における保管中の商品について棚卸を行い、商品在庫一覧表と確認しなければならないとされている。

名食の商品の管理状況を調査したところ、外部倉庫に保管している商品について、実地棚卸を行っていなかった。また、外部倉庫の管理業者から在庫証明書を取得する等、実地棚卸の代替となり得る対応も行っていない。

実地棚卸を実施する又は在庫証明書を取得するなど、経理規程に従い、商品の棚卸を適正に行われたい。

第6 意見

名食に対する関与のあり方について

名食を取り巻く経営環境は、平成14年度に債務超過に陥って以降、度重なる牛・豚の感染症の流行等により全国的に飼養頭数が減少し、市場間競争が激化するなど、厳しいものであったと思料される。しかしながら、名食においては、経営戦略計画等に基づく経営努力に加え、本市による補助金等の財政支援も相まって、平成19年度以降は毎年度当期純利益を計上している。また、本市が平成31年2月に策定した名食に係る経営健全化方針において、令和7年度に債務超過を解消するとの目標が掲げられているところ、おおむね計画どおりに進捗している。

本市はこれまで、名食に対し、牛・豚の集荷機能の強化及び経営の安定を図り、もって市民への食肉の安定供給に資すること等を目的として、多額の財政支援を実施してきたところであるが、将来的には、財政的に自立した経営へと移行することが望まれる。この点、令和7年度における実現は不確定ではあるものの、名食の債務超過の解消が着実に近づいていること等を踏まえれば、名食に対する支援については、経営健全化方針に掲げられているとおり、今後縮減していくことが適当である。

本市は、令和8年度当初予算において名食に対する補助金を大幅に減額しており、支援の縮減に着手したことは認められる。経済局においては、名食の集荷機能への影響や財務状況を踏まえた上で、今後の適切な関与のあり方について、不断の検討を行われたい。

表 市補助金、当期純利益及び債務超過額の推移 (単位：百万円)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績	市補助金	259	266	249	254	273
	当期純利益	114	136	151	169	176
	債務超過額	△ 827	△ 690	△ 539	△ 370	△ 193
計画	債務超過額	△ 816	△ 656	△ 496	△ 336	△ 176

(注) 百万円未満の端数を切り捨てた。

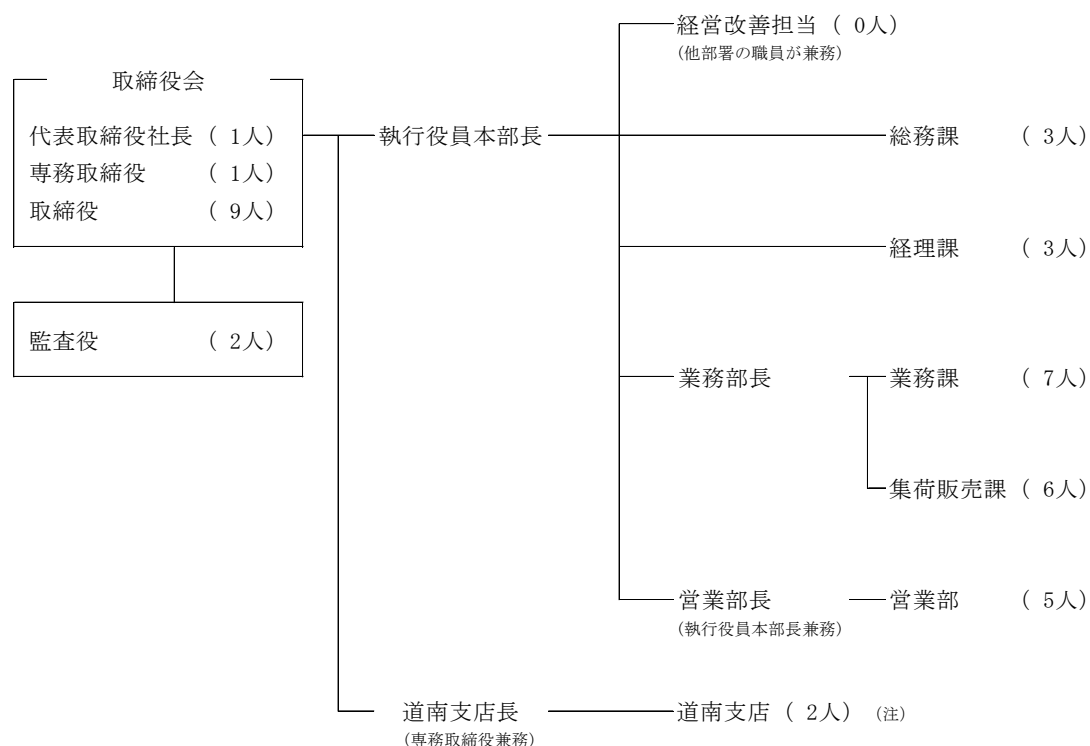
《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・名 称：名古屋食肉市場株式会社
- ・所 在 地：港区船見町 1番地の39
- ・資 本 金：4億8,000万円（本市出資額は2億3,600万円であり、出資割合は49.2%
（割合の表示未満の端数は四捨五入した。））
- ・主な事業内容：①家畜の荷受及び販売、②枝肉及び部分肉・輸入肉の受託又は買付並びに販売等
- ・職 員 数：26人（嘱託員4人を含む。）
- ・機 構 図：次図のとおり

機構図

（令和7年3月31日現在）



（注）子会社からの出向者のため、職員数には含まない。

2 本市からの財政援助（令和 6年度）

(1) 補助金 2億 7,312万円（名古屋市中心卸売市場南部市場卸売業者特別集荷促進事業
補助金及び名古屋市食肉安定集荷資金利子補助金）

(2) 損失補償 28億円（食肉安定集荷事業に係る民間借入金に対する損失補償）

（注）万円未満の端数を切り捨てた。

3 事業状況（令和 6年度）

(1) 食肉の集荷・供給事業

名古屋市中央卸売市場南部市場において食肉の集荷・供給と価格の安定に努め、食肉流通の円滑化を推進し、市民の食生活の向上を図る事業

(2) 南部市場共励会の開催

食肉需要に即応した市場流通の強化及び市場性に富んだ肉牛の肥育技術の成果を公開表彰し、今後における畜産振興を図るとともに、多頭出荷を促進して市場発展に寄与する事業

4 決算状況

(1) 損益計算書（令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日）

科 目	金 額
	千円
売上高	6,353,084
売上高	5,628,585
受託販売手数料	724,499
売上原価	5,487,716
期首商品棚卸高	7,157
当期商品仕入高	5,481,694
期末商品棚卸高	1,135
売上総利益	865,367
販売費及び一般管理費	635,612
営業利益	229,755
営業外収益	487,214
受取利息及び配当金	384
雑収入	14,082
補助収入	275,628
家賃収入	28,800
と畜場使用料収入	168,319
営業外費用	462,763
支払利息	16,519
補助収入対象集荷対策費	255,644
と畜場使用料	168,319
営業外減価償却費	11,493
営業外公租公課	1,963
その他営業外費用	8,822
経常利益	254,206
特別利益	12,000
貸倒引当金戻入	12,000
特別損失	—
税引前当期純利益	266,206
法人税等	90,130
当期純利益	176,076

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 (令和 7年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金	3,262	受託販売未払金	224,621
預金	1,734,971	荷主預り金	51,572
売掛金	937,744	買掛金	184,540
商品	1,135	短期借入金	2,800,000
貯蔵品	1,087	未払金	3,681
前払費用	1,365	未払法人税等	54,940
未収収益	2,998	未払消費税等	6,359
短期貸付金	400,000	未払費用	57,933
仮払金	52	預り金	2,700
貸倒引当金	△ 19,571	仮受金	2,193
流動資産合計	3,063,045	賞与引当金	11,920
固定資産		流動負債合計	3,400,463
有形固定資産		固定負債	
建物	80,524	預り保証金	341,267
構築物	19,549	退職給付引当金	21,793
機械及び装置	14,244	役員退職慰労引当金	5,166
車両運搬具	5,075	固定負債合計	368,226
工具器具備品	596	負債合計	3,768,690
土地	16,195	純資産の部	
有形固定資産合計	136,187	株主資本	
無形固定資産		資本金	480,000
電話加入権	421	利益剰余金	△ 673,955
無形固定資産合計	421	利益準備金	3,000
投資その他の資産		その他利益剰余金	△ 676,955
子会社株式	27,000	役員退職積立金	3,500
出資金	30	別途積立金	9,600
長期貸付金	350,000	繰越利益剰余金	△ 690,055
開設者保証金	5,000	株主資本合計	△ 193,955
差入保証金	50	純資産合計	△ 193,955
貸倒引当金	△ 7,000		
投資その他の資産合計	375,080		
固定資産合計	511,689		
資産合計	3,574,735	負債及び純資産合計	3,574,735

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。